

2006年(平成18年)6月1日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

代表執行役社長 **西田厚聰**

## 第167期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、第167期定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、別記の議決権の行使についての参考書類をご検討いただき、2006年6月26日までに到達するように、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2006年6月27日 火曜日 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目21番1号  
東京国際展示場(東京ビッグサイト)西展示棟 西4ホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

### 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第167期(自2005年4月1日至2006年3月31日)連結貸借対照表、連結損益計算書の内容及び監査結果報告の件

2. 第167期営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分の内容等報告の件

第1号議案 定款変更の件

議案の要領は、別記の議決権の行使についての参考書類(3ページから12ページまで)に記載のとおりであります。

第2号議案 取締役14名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

(招集通知に添付すべき連結計算書類、計算書類及び監査報告書謄本は、別添の第167期報告書のとおりであります。)

以 上

- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(21ページから22ページまで)をご参照願います。

---

## 第167期利益配当金のお支払いについて

当社は、2006年4月28日開催の取締役会で、利益配当金をお支払いすることを決議いたしました。

つきましては、同年6月2日を支払開始日として、1株につき3.5円(税込)の利益配当金をお支払いいたしますので、同封の郵便振替支払通知書により、最寄りの郵便局において、払渡期間(自2006年6月2日至同年7月31日)内にお受け取り願います。

なお、利益配当金の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 総株主の議決権の数 | 3,189,292 個 |
| 2. 議案及び参考事項  |             |

### 第1号議案 定款変更の件

会社法(平成17年法律第86号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)(以下整備法といいます。)が2006年5月1日に施行されたこと等に伴い、定款変更を行おうとするものであります。

提案の理由、提案の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 提案の理由

##### ①第2条、現行第7条、第34条(現行第33条)、現行第34条、現行第35条関係

当社は委員会設置会社ですので、取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨、会社法第459条第1項第2号から第4号までに掲げる事項(剰余金の処分、配当等)を取締役会が定めることができる旨、当該事項を株主総会の決議によっては定めない旨の定めが会社法施行日をもって定款にあるものとみなされています(整備法第57条)。また、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項(自己株式の取得)については同種規定を現行第7条に設けているところであります。これらの規定を整理し、定款書面上も明確化するため、現行第7条、現行第34条、現行第35条を削り、第2条、第34条(現行第33条)につき所要の変更を行おうとするものであります。

##### ②第7条(現行第8条)、第10条(現行第11条)関係

当社は定款に株券を発行しない旨の定めがありませんので、株券を発行する旨の定めが会社法施行日をもって定款にあるものとみなされています(整備法第76条第4項)。また、定款(第10条(現行第11条))に名義書換代理人を置く旨の定めがありますので、株主名簿管理人を置く旨の定めが会社法施行日をもって定款にあるものとみなされています(整備法第80条第1項)。これらの規定を定款書面上も明確化するため、第7条(現行第8条)、第10条(現行第11条)につき所要の変更を行おうとするものであります。

##### ③第8条関係

単元未満株式については株主総会において議決権を行使できないことに加え、会社法が定める権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めることができたことになったことに伴い、単元未満株式に係る管理の効率化を図るため、第8条を新設しようとするものであります。

##### ④第11条(現行第12条)関係

株式に関する取扱いのほか、株主の権利行使に関する請求、通知の書面化等の取扱いについても株式取扱規則で定められるよう、第11条(現行第12条)につき所要の変更を行おうとするものであります。

⑤第14条関係

定款に定めることにより、株主総会参考書類等に記載すべき事項に係る情報をインターネットにより株主に提供することができるようになったことに伴い、より充実した情報提供を行うことができるよう、第14条を新設しようとするものであります。

⑥第3条、第5条、第6条、第7条(現行第8条)、第9条、現行第10条、第13条、第15条(現行第14条)、第16条(現行第15条)、第17条(現行第16条)、第19条(現行第18条)、第20条(現行第19条)、第21条(現行第20条)、第22条(現行第21条)、第23条(現行第22条)、第24条(現行第23条)、第25条(現行第24条)、第26条(現行第25条)、第29条(現行第28条)、第30条(現行第29条)、第31条(現行第30条)、第32条(現行第31条)、第33条(現行第32条)、現行第36条、第35条(現行第37条)等関係

会社法の用字、用語等に合わせるため、定款の全般にわたって用字、用語等の修正を行おうとするものであります。

なお、第25条(現行第24条)第2項の変更は、現行第24条第2項に基づき既に締結されている社外取締役との責任の限定に関する契約の効力及び内容に、何らの影響を及ぼすものではありません。

(2) 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(委員会等設置会社)</p> <p>第2条 当社は、<u>委員会等設置会社</u>として、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下商法特例法という。)</u>第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 営業の目的は、次の<u>通り</u>とする。</p> <p>1 電気機械器具製造業</p> <p>2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業</p> <p>3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(委員会設置会社)</p> <p>第2条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、<u>株主総会及び取締役のほか、取締役会、委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>事業の目的は、次のとおり</u>とする。</p> <p>1 電気機械器具製造業</p> <p>2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業</p> <p>3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>報処理サービス業、情報提供サービス業</p> <p>4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鉱業、土石採取業、電気供給業、金融業</p> <p>5 前各号の附帯又は関連事業</p> <p>6 前各号の<u>営業</u>を行う者に対する投資</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(公 告)</p> <p>第5条 <u>公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第6条 <u>発行する株式の総数は、100億株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>報処理サービス業、情報提供サービス業</p> <p>4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鉱業、土石採取業、電気供給業、金融業</p> <p>5 前各号の附帯又は関連事業</p> <p>6 前各号の<u>事業</u>を行う者に対する投資</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <u>公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 <u>発行可能株式総数は、100億株とする。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(単元株式数、株券の発行及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 <u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>当社は、その株式に係る株券を発行する。ただし、株式等取扱規則に定めるところを除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(基 準 日)</p> <p>第10条 <u>毎決算期最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録されている株主をもって、その期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p><u>前項及び本定款に別段の定がある場合のほか、必要があると認めるときは、予め公告して、一定の日時現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及</u></p>	<p><u>募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。</u></p> <p><u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主等に関する諸届、株券の再発行、单元未満株式の買取り及び買増し、手数料その他株式に関する取扱は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>株式取扱規則</u>による。</u></p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>商法第 343 条に定める株主総会の特別決議については、総株主の議決権の 3 分の 1</p>	<p>関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式等取扱規則)</p> <p><u>第11条 株式に関する取扱い、株主の権利行使の手續及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>株式等取扱規則</u>による。</u></p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)</p> <p><u>第14条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議については、議決権を行使することができる株</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議 長) 第15条 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。</p>	<p>(議 長) 第16条 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。</p>
<p>執行役社長に欠員又は事故あるときは、<u>予め取締役会の決議をもって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p>	<p>執行役社長に欠員又は事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の<u>議決権を有する株主</u>であることを要する。</p>	<p>第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の<u>株主総会において議決権を行使することができる株主</u>であることを要する。</p>
<p>前項の場合、株主又は代理人は、代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出することを要する。</p>	<p>前項の場合、株主又は代理人は、代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出することを要する。</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第18条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その決議によって選任する</u>。</p>	<p>第19条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p>
<p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p>
<p>他の取締役在任中新たに選任された取締</p>	<p>他の取締役の在任中に新たに選任された</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>役の任期は、他の<u>現任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p>	<p>取締役の任期は、他の<u>在任中の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会長)</p>	<p>(取締役会長)</p>
<p><u>第20条</u> 取締役会の決議をもって、取締役会長1名を選任することができる。</p>	<p><u>第21条</u> 取締役会の決議によって、取締役会長1名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p><u>第21条</u> 取締役会を招集するには、<u>会日より4日前</u>に各取締役に対しその通知を発するものとする。但し、緊急を要するときは、これを2日に短縮することができる。</p>	<p><u>第22条</u> 取締役会を招集するには、<u>取締役会の日の4日前までに</u>各取締役に対しその通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを2日に短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集者及び議長)</p>
<p><u>第22条</u> 取締役会長は、取締役会を招集し、<u>且つ</u>、その議長となる。</p>	<p><u>第23条</u> 取締役会長は、取締役会を招集し、<u>かつ</u>、その議長となる。</p>
<p>取締役会長に欠員又は事故あるときは、<u>予め取締役会の決議をもって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p>	<p>取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位</u>によりこれにあたる。</p>
<p>(相談役)</p>	<p>(相談役)</p>
<p><u>第23条</u> 取締役会の<u>決議をもって</u>相談役を置くことができる。</p>	<p><u>第24条</u> 取締役会の<u>決議によって</u>、相談役を置くことができる。</p>
<p>(責任免除)</p>	<p>(責任免除)</p>
<p><u>第24条</u> 取締役会の<u>決議をもって</u>、<u>商法特例法第21条の17第1項</u>に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p><u>第25条</u> 取締役会の<u>決議によって</u>、<u>会社法第423条第1項</u>に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>社外取締役との間において、<u>商法特例法第21条の17第1項</u>に定める責任につき、<u>1,000万円以上で予め定めた額又は同条第5項で準用する商法第266条第19項各号に掲げる金額の合計額のいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>社外取締役との間において、<u>会社法第423条第1項</u>に定める責任につき、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>(委員会)</p>	<p>(委員会の委員)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第25条</u> 当社は、<u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u> 前項の各委員会を組織する取締役は、取締役会の<u>決議をもって定める。</u></p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第28条</u> 執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>他の<u>執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の<u>決議をもって、代表執行役若干名を定める。</u></p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第30条</u> 取締役会の<u>決議をもって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選任することができる。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の<u>決議をもって、商法特例法第21条の17第1項に定める執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(決 算 期)</p> <p><u>第32条</u> <u>決算期は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(利益配当)</p>	<p><u>第26条</u> (削 る)</p> <p><u>指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第29条</u> 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>他の<u>執行役の在任中に新たに選任された執行役の任期は、他の在任中の執行役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表執行役)</p> <p><u>第30条</u> 取締役会の<u>決議によって、代表執行役若干名を選定する。</u></p> <p>(役付執行役)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の<u>決議によって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選定することができる。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p><u>第32条</u> 取締役会の<u>決議によって、会社法第423条第1項に定める執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第33条</u> <u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当等)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p>	<p>第34条 <u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月31日又は 9 月30日とする。</u></p> <p><u>剰余金の配当が交付開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。</u></p>
<p>第34条 <u>取締役会の決議により、毎年 9 月30日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第35条 <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。</u></p> <p>(米貨建社債についての名義書換代理人)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第36条 <u>記名式又は記名式となすことができる米貨建社債につき、アメリカ合衆国に名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(責任免除に関する経過措置)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第37条 <u>取締役会の決議をもって、商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(責任免除に関する経過措置)</p> <p>第35条 <u>取締役会の決議によって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号。以下整備法という。)による改正前の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="250 127 683 228">取締役会の<u>決議をもって</u>、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="376 239 464 266">(新 設)</p> <p data-bbox="613 428 683 454">以 上</p>	<p data-bbox="807 127 1240 228">取締役会の<u>決議によって</u>、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="805 239 1240 418"><u>取締役会の決議によって、整備法による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の17第1項に定める取締役及び執行役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="1167 428 1240 454">以 上</p>

## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員(14名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。

1. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 業務遂行上、健康面で支障のないこと
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
5. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
6. 社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること

また、谷野作太郎、鳥居泰彦、清水湛、古沢熙一郎の4氏は、社外取締役の候補者であります。

氏名及び生年月日		略 歴 等	所有する当社の株式数
①	岡村 正 1938年7月26日	1962年4月 当社入社 1994年6月 取締役 1996年6月 常務取締役 1998年6月 取締役、上席常務 2000年6月 取締役社長 2003年6月 取締役、代表執行役社長 2005年6月 取締役会長、現在に至る。	124,000株
②	西田厚聰 1943年12月29日	1975年5月 当社入社 1997年6月 取締役 1998年6月 常務、パーソナル情報機器事業本部副本部長 1999年4月 常務、デジタルメディア機器社副社長 2000年3月 常務、経営戦略部担当 同年6月 上席常務、経営戦略部担当 2001年4月 上席常務、デジタルメディアネットワーク社社長 2003年4月 上席常務、デジタルプロダクツ事業グループ分担、ISセンター担当 同年6月 取締役、執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。	64,000株
③	笠 貞純 1943年9月4日	1967年4月 当社入社 2000年6月 常務、経理部長 2001年10月 常務、財務部長 2003年6月 取締役、執行役上席常務 2004年6月 取締役、代表執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	29,000株
④	古口 榮男 1945年8月13日	1976年7月 当社入社 2001年4月 セミコンダクター社副社長 同年6月 常務、セミコンダクター社副社長 2003年4月 常務、セミコンダクター社社長 同年6月 執行役上席常務 2004年6月 執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	25,000株
⑤	佐藤 芳明 1946年3月18日	1968年4月 当社入社 2000年6月 経営戦略部長 2001年6月 常務、経営戦略部長 同年10月 常務、経営企画部長 2003年4月 常務、コンシューマエレクトロニクス事業グループ分担補佐 同年6月 執行役上席常務 同年10月 東芝コンシューママーケティング㈱取締役社長、現在に至る。 2004年6月 執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。 他の会社の代表状況 東芝コンシューママーケティング㈱代表取締役社長	22,000株

氏名及び生年月日		略 歴 等	所有する当社の株式数
⑥	松橋正城 1943年9月19日	1967年4月 当社入社 1999年4月 常務、人事勤労部長 2000年4月 常務、法務部担当、経営監査部長 同年6月 上席常務、法務部担当、経営監査部長 2003年6月 執行役上席常務 2004年6月 取締役、現在に至る。	46,000株
⑦	谷野作太郎 1936年6月6日	1960年4月 外務省入省 1989年6月 同省アジア局長 1992年7月 内閣官房内閣外政審議室長 1995年9月 駐インド大使兼駐ブータン大使 1998年4月 駐中華人民共和国大使(2001年3月まで) 2002年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、現在に至る。  2001年6月 当社取締役、現在に至る。	10,000株
⑧	鳥居泰彦 1936年10月15日	1963年4月 慶應義塾大学経済学部助手 1969年4月 同大学同学部助教授 1976年4月 同大学同学部教授 1989年10月 同大学経済学部長 1993年5月 慶應義塾長 2001年5月 慶應義塾大学教授 2002年4月 日本私立学校振興・共済事業団理事長、現在に至る。  2001年6月 当社取締役、現在に至る。 他の会社の代表状況 (有)ピーエフエス研究所代表取締役	16,000株
⑨	清水 湛 1934年9月24日	1960年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 1990年3月 法務省民事局長 1993年7月 東京高等裁判所部総括判事 1996年3月 千葉地方裁判所長 1997年10月 広島高等裁判所長官 1998年12月 金融再生委員会委員(委員長代理) 2001年1月 金融庁顧問(2002年3月まで) 同年4月 内閣府情報公開審査会会長 2004年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授、現在に至る。 2005年1月 弁護士登録、現在に至る。 2004年6月 当社取締役、現在に至る。	12,000株
⑩	古沢熙一郎 1939年3月12日	1962年4月 三井信託銀行(株)入社 1999年4月 同社取締役社長 2000年4月 中央三井信託銀行(株)取締役社長(2003年6月まで) 2002年2月 三井トラスト・ホールディングス(株)取締役社長 2003年6月 同社取締役会長兼社長、現在に至る。  他の会社の代表状況 三井トラスト・ホールディングス(株)取締役会長兼社長	10,000株

氏名及び生年月日	略 歴 等	所有する当社の株式数
⑪ 木村 強 1942年11月26日	1966年4月 郵政省入省 1993年6月 同省大臣官房長 1995年6月 同省貯金局長 1996年7月 同省通信政策局長 1998年7月 昭和電線電纜(株)顧問 2000年6月 当社入社、上席常務、情報・社会システム社副社長 2001年4月 上席常務、社会インフラシステム社社長 2003年4月 上席常務、関西支社長 同年6月 執行役上席常務 2004年6月 執行役専務、現在に至る。 他の会社の代表状況 (株)電子会館代表取締役副社長	23,000株
⑫ 米澤 敏夫 1944年7月5日	1968年4月 当社入社 2000年6月 常務、セミコンダクター社副社長 2001年4月 常務、経営変革推進本部副本部長 同年10月 常務、経営変革推進本部長 2003年3月 東芝松下ディスプレイテクノロジー(株)取締役社長 2005年6月 執行役専務、現在に至る。	20,000株
⑬ 庭野 征夫 1944年10月4日	1970年4月 当社入社 2000年6月 常務、電力システム社副社長 2003年4月 常務、電力・社会システム社社長 同年6月 執行役上席常務 2005年6月 執行役専務、現在に至る。	25,000株
⑭ 村岡 富美雄 1948年7月10日	1971年4月 当社入社 2000年6月 経理部次長 2001年10月 財務部次長 2003年6月 執行役常務、現在に至る。	21,000株

(注) 1. 専務、上席常務、常務は、執行役員の役位であります。

2. 取締役中川剛、同清川佑二、同高木利武、同飯田剛史及び同橋本俊作の5氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。



### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下本プランといいます。)を導入するに当たり、その基本的考え方につきご承認をいただこうとするものであります。

提案の理由、提案の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 提案の理由

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

第167期報告書にも記載のとおり、当社グループは我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲も極めて広範囲に及んでいます。従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。当社取締役会は、上記の要素に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

そこで、当社取締役会は、この方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランを導入し、当社の株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案(以下総称して買付といいます。)が行われた際に、買付を行う者又はその提案者(以下総称して買付者といいます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させようとするものであります。

#### (2) 提案の内容

##### ①本プランの発動に係る手続

##### ア. 対象となる買付

当社が発行者である株券等について、買付者により以下のいずれかに該当する買付(以下対象買付といいます。)がなされたときに、新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。

- a. 保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### イ. 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたとき又はなされる可能性がある場合、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い社外取締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長を選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。

ウ. 買付者に対する情報提供の要求

対象買付を行う買付者には、その実行に先立ち、当社に対して買付者の買付内容の検討のために必要な情報及び買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(買付説明書)を提出していただきます。

エ. 買付内容の検討、買付者との交渉

a. 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案等を提示するよう要求します。

b. 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から買付説明書を受領した後、原則として最長60日間、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。また、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家の助言を得ることができます。

c. 情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者の買付内容、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、当社代表執行役から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

オ. 特別委員会における判断

特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項について、決議後速やかに情報開示を行います。なお、特別委員会は、合理的に必要とされる範囲内で、検討の期間を延長することができます。

a. 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が②「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、必要と判断した場合には、新株予約権の無償割当てに関し、株主意思を直接確認することを勧告することもあります。

b. 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が②「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。

カ. 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。

②新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、新株予約権の無償割当てを行います。

a. 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

b. 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

(i) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為

(iii) 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

c. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

d. 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

e. 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

f. 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後

の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

③新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての当社以外の株主の皆様に対して無償割当てします。

④本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、第167期定時株主総会の終結の時から第170期定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

⑤本プランの細目

本プランのその他細目は、当社取締役会の決議によって定めるものとします。

注：2006年4月28日開催の当社取締役会において決定した本プランの内容の詳細については、当社ホームページ([http://www.toshiba.co.jp/about/press/2006\\_04/pr\\_j2802.htm](http://www.toshiba.co.jp/about/press/2006_04/pr_j2802.htm))でご覧いただくことが可能です。

以 上

## インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことよってのみ可能です。  
インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、可能な限り2006年6月26日(月曜日)午後5時までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金(電話料金)等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
5. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。
2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑と同様に大切にお取り扱い願います。
3. パスワードご失念時のご照会には対応いたしかねます。
4. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パソコンを用いる場合
  - (1)ハードウェアの条件
    - ①インターネットにアクセスできる状態であること
    - ②画面の解像度が横 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
  - (2)ソフトウェアの条件
    - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー(Microsoft<sup>®</sup> Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2以降のバージョンをインストール(導入)済みであること
    - ②株主総会招集ご通知や営業報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー(Adobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader) Ver. 4.0以降のバージョン又はアドビリーダー(Adobe<sup>®</sup> Reader) Ver. 6.0以降のバージョンをインストール済みであること  
※Microsoft<sup>®</sup>及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標又は商標です。Adobe<sup>®</sup>、Acrobat<sup>®</sup> Reader及びAdobe<sup>®</sup> Readerは、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標又は商標です。

## 2. 携帯電話又はLモード対応通信機器を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力してアクセス願います。

- (1) iモード
- (2) EZweb
- (3) Vodafone live!
- (4) Lモード

※ iモードは(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI(株)、Vodafone live!はVodafone Group Plc、Lモードは東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の登録商標又は商標です。

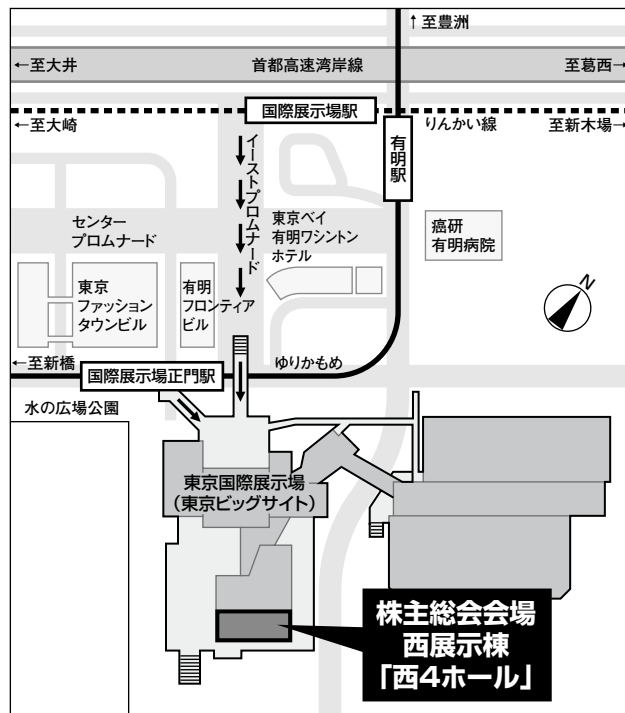
### ●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120(65)2031(フリーダイヤル)  
(月曜日～金曜日 午前9時～午後9時)

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### 交通

- ・りんかい線「国際展示場駅」下車徒歩約7分  
国際展示場駅まで 新木場駅から5分  
大崎駅から13分
- ・ゆりかもめ「国際展示場正門駅」下車徒歩約3分  
国際展示場正門駅まで 豊洲駅から8分  
新橋駅から22分

当日はイベント等で交通機関の混雑が予想されますので、お早めにご来場いただきますようお願い申し上げます。